

## 第2章 審査及び検査

### 1. 概説

#### (1) 制度の概要

審査会は、金融庁長官の権限のうち、

- ・ 協会による法第2条第1項業務（監査又は証明業務）の運営状況の調査結果報告の受理（法第46条の9の2第2項）
- ・ 協会及び公認会計士・監査法人に対する報告徴収及び検査のうち、上記の報告に関して行われるもの（法第46条の12第1項、49条の3第1・2項）
- ・ 外国監査法人等に対する報告徴収、検査（法第49条の3の2第1・2項）

等について委任されている（法第49条の4第2・3項）。

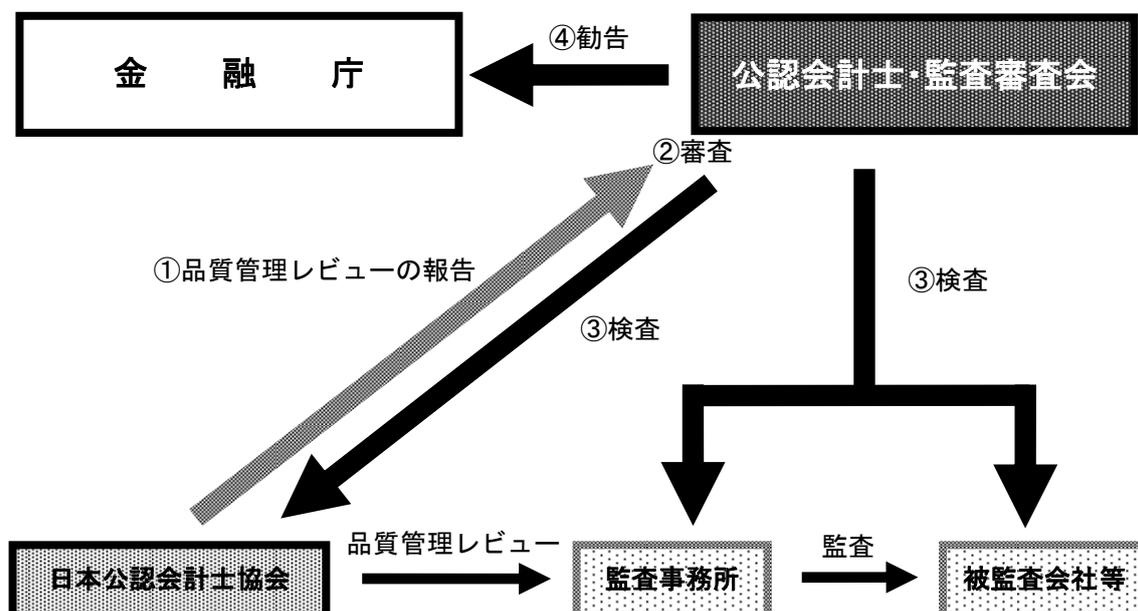
これらを受けて、審査会は、協会の品質管理レビュー（注）に関する報告の審査等を行い、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、報告徴収、検査を行うこととしている（P39資料2-1、P40資料2-2参照）。

なお、上記の結果、必要があると認める場合には、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告する（法第41条の2）。

#### (注) 品質管理レビュー

品質管理レビューとは、監査又は証明業務の運営状況の調査として協会が行うものである。具体的には、監査業務の質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、協会が監査事務所（監査法人及び公認会計士事務所をいう。以下同じ。）の行う監査の品質管理の状況を調査し、必要に応じ改善を勧告し、改善状況の報告を受ける。

## 《審査及び検査の概要》



### ① 品質管理レビューの報告

協会は原則として3年に一度（協会が必要と認めた場合は2年に一度等に短縮）、法令、監査基準等及び協会の会則・規則等への準拠状況を事後的に調査しており、審査会はその調査結果に関して報告を受ける。

### ② 審査

審査会は、協会から報告を受け、主として、協会の品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを確認する。

審査会は、審査の過程において、必要があると認める場合には、協会又は監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。

### ③ 検査

審査会は、審査の結果、協会の事務の適正な運営を確保するため必要があると認める場合、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認める場合には、協会、監査事務所、その他監査事務所の業務に関係のある場所（被監査会社等）に対して検査を行う。

### ④ 勧告

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告する。

（注）外国監査法人等に対する報告徴収・検査については、後記「3. 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針等」（P14）を参照。

## (2) 審査基本方針等

審査会は、第1期（平成16年4月～平成19年3月）の審査会活動の基本となる視点や目標に加え、審査の基本的考え方や検査の枠組みなどを示した「監査の信頼性確保のために－審査基本方針等－」を策定し、公表した（平成16年6月）。

第2期（平成19年4月～平成22年3月）においては、第1期の審査及び検査の実績を踏まえ、「監査の品質の一層の向上のために－審査基本方針等－」（以下、「審査基本方針等」という。）を策定、公表している（平成19年6月。詳細はP41資料2－3参照）。

第2期の審査基本方針等においては、以下の視点及び目標を基本として、審査及び検査を実施することとした。

### ○ 視点

審査会が実施する審査及び検査においては、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査の質の確保・向上を積極的に図っていくものとする。また、国際的動向に積極的に対応し、諸外国の情報入手及び内外に対する情報発信に努める。

### ○ 目標

審査会が実施する審査及び検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促していくことを基本とする。

## (3) 活動状況

平成20年度までの活動状況は以下のとおりである。

### ① 検査

平成16年4月の発足以降、監査事務所に対して43件検査を実施し、13件について金融庁長官に対し行政処分その他の措置を行うよう勧告した。

また、平成16年度及び平成19年度には、協会に対しても検査を実施した。

### ② 検査結果概要の公表

- ・ 品質管理レビューの一層の機能向上に向けて－日本公認会計士協会による品質管理レビューの実態把握及び提言－（平成17年2月9日）
- ・ 4大監査法人の監査の品質管理について（平成18年6月30日）

- ・ 小規模監査事務所の監査の品質管理について（平成 18 年 11 月 8 日）
- ・ 中小規模監査事務所の監査の品質管理について（平成 19 年 3 月 16 日）
- ・ 3 大監査法人の業務改善状況について（平成 19 年 6 月 29 日）
- ・ 日本公認会計士協会の品質管理レビューの改善状況について（平成 19 年 7 月 31 日）
- ・ 監査の品質管理に関する検査指摘事例集（平成 20 年 2 月 27 日、平成 21 年 6 月 30 日改訂）

## 2. 平成 21 年度の審査及び検査の状況

### （1）協会による品質管理レビューの状況

平成 21 年度の協会による品質管理レビューは、83 件（監査法人 42 件（共同監査事務所を含む。）、公認会計士 41 件）に対して実施されており、平成 22 年 3 月 31 日までに、64 件についての報告を受けた（注）。なお、品質管理レビューの状況は以下のとおりである。

（注）品質管理レビューに関する報告（月次報告書）の主な内容

- ・ 品質管理レビュー報告書
- ・ 改善勧告書
- ・ 改善勧告書に対する改善計画書
- ・ レビュー調書（品質管理レビュー報告書及び改善勧告書を作成するために収集・作成した一連の資料）

#### ① 品質管理レビューの実施状況

品質管理レビューの実施状況は以下のとおりである。

##### 《品質管理レビューの実施状況》

品質管理レビュー 実施年月	21 年						22 年			合計
	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
品質管理レビュー 実施監査事務所数	19	5	1	28	8	9	7	6	0	83

#### ② 品質管理レビュー結果

審査会に報告された 64 件については、そのすべてに改善勧告事項があり、その結論の状況は以下のとおりである。

- ・ 限定事項のない結論 45 件（監査法人 26 件、公認会計士 19 件）
- ・ 限定事項付き結論 19 件（監査法人 6 件、公認会計士 13 件）

- ・ 否定的結論（該当なし）

また、平成 21 年度は、フォローアップ・レビュー（再フォローアップ・レビューを含む。）が 81 件（監査法人 60 件、公認会計士 21 件）に対して実施されており、平成 22 年 3 月 31 日までに報告を受けた 69 件のフォローアップ・レビュー結果の状況は以下のとおりである。

- ・ 改善措置済み 53 件（監査法人 46 件、公認会計士 7 件）
- ・ 改善措置が不十分 16 件（監査法人 10 件、公認会計士 6 件）

（参考）フォローアップ・レビュー

フォローアップ・レビューとは、協会の品質管理レビューの一環として実施する改善措置の状況の確認である。具体的には、前回の品質管理レビューにおいて提出された回答書に記載の改善措置の内容に従って監査事務所が実施した、品質管理のシステムの変更の状況、監査実施者への教育・訓練を含む伝達の状況及び品質管理のシステムの監視等の是正措置の状況等を確認することにより、改善措置の状況を確認する。

## （２）品質管理レビューに対する審査の状況

### ① 審査の対象及び観点

平成 21 年度の審査対象は、協会が平成 20 年度及び平成 21 年度に実施した品質管理レビューであり、うち平成 20 年度品質管理レビューに基づき作成された品質管理レビュー報告書の結論の状況は次のとおりである。なお、平成 21 年度品質管理レビューについては、平成 22 年 3 月 31 日までに報告を受けた 64 件について、順次審査に着手している。

《品質管理レビュー報告書（平成 20 年度）》 （監査事務所数）

区 分	限定事項のない結論		限定事項付き結論		否定的結論		計
監査法人	50	76.9%	15	23.1%	—	—	65
公認会計士	33	60.0%	22	40.0%	—	—	55
合 計	83	69.2%	37	30.8%	—	—	120

（注）上記 120 件については、そのすべてに改善勧告事項がある。

審査会の審査は、品質管理レビューに関する報告の分析、ヒアリングや報告徴収結果の検証などを行っており、その観点は以下のとおりである。

- ・ 協会による品質管理レビューの適切性
  - ・ 監査事務所における、監査業務の質を合理的に確保するための、品質管理のシステムの整備・運用状況
  - ・ 個々の監査業務について、監査事務所の設けた品質管理のシステムの準拠性

## ② 報告徴収

平成 21 年度審査基本計画においては、平成 20 年 4 月施行の改正公認会計士法により、品質管理を強化する観点から、業務の品質の管理の監視に関する措置の整備が義務化されたことなどを踏まえ、監査法人については、「品質管理のシステムの監視」、また、個人事務所については、「品質管理のシステムの整備状況」を重点的検証事項とし、平成 21 年 10 月、報告徴収を実施した。その内訳は、以下のとおりである（P46資料 2－4 参照）。

### 《報告徴収の実施状況》

（平成22年3月31日現在）

	対象事務所 (注1)	実施事務所 (注2)	未改善
監査事務所に対する報告徴収	120	36	0
監査法人に対するもの	65	19	0
個人事務所に対するもの	55	17	(注3) 0

（注1）平成 20 年度の品質管理レビュー実施事務所

（注2）体制面の整備が著しく不十分である事務所、運用面が著しく不十分である事務所、品質管理の改善への取組姿勢に疑義がある事務所、及び品質管理の各項目にわたり指摘が認められる事務所等に対して実施。

（注3）報告徴収を実施した事務所のうち、個人事務所 2 件については、品質管理のシステムの定期的検証の運用面が不十分であったが、その後改善等を確認。

## ③ 審議

審査会は、品質管理レビューに関する審査結果、又は監査事務所に対する検査結果に基づき審議を行い、

- ・ 監査事務所への検査の実施
- ・ 行政処分その他の措置について金融庁長官へ勧告等について判断する。

平成19年度品質管理レビュー（対象：監査事務所131件）、平成20年度品質管理レビュー（対象：監査事務所120件）及び平成21年度品質管理レビュー（対象：監査事務所83件）の審議状況は以下のとおりである。

《審議状況》

（平成22年3月31日現在）

	平成19年度 品質管理 レビュー	平成20年度 品質管理 レビュー	平成21年度 品質管理 レビュー
審議対象監査事務所数	131	120	83
i. 現在、事務局で精査中であり、今後審査会に処理方針を諮る予定のもの	0	0	(注) 64
ii. 監査事務所への検査の実施を決したもの	8	5	0
iii. iiの結果、行政処分その他の措置について金融庁長官への勧告を決したもの	2	0	0

(注) 平成22年3月31日までに報告を受けたもの。

(3) 検査の状況

平成21年度において、審査会は、「平成21年度の審査基本計画及び検査基本計画」（P46資料2-4参照）に基づき、監査事務所7件（平成19年度品質管理レビューに係るもの2件、平成20年度品質管理レビューに係るもの5件）に対して検査を実施した。

(4) 金融庁長官に対する勧告の状況

審査会は、平成21年度に実施した検査の結果、以下の監査法人について、金融庁長官に対し、法第41条の2の規定に基づき、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した（P48資料2-5参照）。

- ・ 平成21年11月17日 プライム監査法人

(注) 最高経営責任者及び品質管理担当責任者において、監査法人の品質管理のシステムの整備を図るという意識が希薄となっており、内部規程が整備されていないこと、監査補助者に対する指示及び監督が不十分であること等、品質管理のシステム全般にわたり、多数の不備がみられるなど、監査法人としての組織的な業務

運営が行われていない事例が確認された。

#### (5) 「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」の改訂

審査会は、平成20年2月に公表した「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」について、平成20年度までに実施した検査結果につき、最近の検査で確認された事例や会計基準等の改訂等を踏まえ、指摘事例の追加・削除等の見直しを行い、平成21年6月に公表した。

今後も、必要に応じて、説明会の開催等により、監査の品質管理の重要性に対する理解の浸透を図るとともに、年度毎にその内容を見直し、掲載事例の追加及び削除を行っていく（P49資料2-6参照）。

### 3. 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針等

審査会は、外国監査法人等に対する対応について、「平成21年度の審査基本計画及び検査基本計画」に基づき、金融庁と連名で「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」を策定し、平成21年9月14日に公表した（P87資料2-7、P90資料2-8参照）。

さらに、審査会は、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」等を踏まえ、外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する具体的な実施手続や留意事項等について定めた「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」の案を公表し、平成21年10月2日から11月2日までの間、広く意見の募集を行った。その結果、寄せられた意見等を踏まえて内容について見直しを行い、確定した上で、平成22年1月14日に公表した（P95資料2-9、P108資料2-10参照）。

本基本指針では、外国監査法人等の所属する国の当局との間に情報交換等に係る取極め等や、相互主義が担保される場合には、審査会は、当該国当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査を原則として実施しないこととしている。